

申込日 西暦 20 年 月 日

あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険契約・建物状況調査申込書
【仲介事業者コース・共同住宅 住戸単位検査プラン専用】

申込内容の選択
本紙のお申し込み内容について、次のどちらかを必ず選択してください。なお、複数の住戸を申し込む場合は建物状況調査の申込みができません。
[] 「あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険(仲介事業者コース)契約」について、以下のとおり申し込みます。
[] 「あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険(仲介事業者コース)契約」および「建物状況調査委託契約」について、以下のとおり申し込みます。 ※建物状況調査をお申し込みの場合は、本帳票4枚目以降の「建物状況調査 契約内容のご案内」を必ずお読みください。

注意事項
● 保険契約者が宅地建物取引業者以外の者が売主となる売買契約を仲介(代理または媒介)する場合に限り、本保険に加入することができます。
● 保険契約者が自ら売買契約の当事者(売主)として売買契約を締結した場合は、本保険に加入することはできません。
● 既に人の居住の用に供したことがある住宅または建設工事完了の日から起算して1年を経過して売買契約を締結した住宅が本保険の対象です。
● 複数の住戸を一括して申し込む場合の申込み可能な住戸数の上限は6戸です。
● 現場検査は保険契約の締結を目的とした検査であり、現場検査完了証は保険対象住宅の性能を評価し、表示するものではありません。
● 現場検査の結果「指摘事項あり」となった場合は、指摘箇所の修補をしなければ保険に加入することはできません。
● 最終現場検査の実施日から1年(RC造の共同住宅は2年)を超えても対象住宅が引き渡されない場合は、株式会社住宅あんしん保証は保険契約の申込受理を取り下げることがあります。
● 住所・氏名等において、システム上印字できない一部の漢字は、カナ表示や表示可能な漢字への置換えをいたしますので、あらかじめご了承ください。

保険契約申込者(被保険者)
登録事業者号
住所
商役代表者名
※ 拠点(支店)を登録している場合のみ3桁の数字をご記入ください。それ以外は記入不要です。
「あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険(仲介事業者コース)契約内容のご案内」および「建物状況調査 契約内容のご案内」を受領し、確認しました。また、個人情報取得に関する事項に同意します。
保険料等は、この申込の受理をもって、株式会社住宅あんしん保証からの請求に基づき支払うことを承諾します。現場検査・建物状況調査実施後は、保険への加入の有無にかかわらず、検査手数料および建物状況調査料を支払うことを承諾します。

住宅情報
所在地
建物名称
建築確認日等
○ 所在地の種別を選択してください。なお、住居表示がある場合は、住居表示を記載してください。
[] 住居表示 [] 地名地番
○ 複数の場合、右下に残りの住戸番号を記載ください。
住戸番号 号室
○ 「新耐震基準等に適合していることが確認できる資料」としてご提出いただく書類によって、異なりますので、本帳票2枚目の「提出書類確認シート」をご覧ください。

申込概要
保険料
保険金額
保険期間
工法
延床面積
床面積別保険申込住戸数(壁芯面積)
引渡予定日
確認事項
○ 保険期間が5年の場合の保険金額は1,000万円を選択してください。
○ 引渡日から5年間の場合は保険金額は1,000万円のみです。
○ 区分所有される住宅の場合は、各々の住戸の引渡日をいいます。
○ 鉄骨造 RC造・SRC造 階数 地上 階 地下 階
全住戸数 戸
○ 1つの保険契約で申込み可能な住戸数の上限は6戸です。
○ 複数の住戸を一括してお申込みの場合は、最初に引渡予定の住戸の引渡予定日をご記入ください。
○ この確認が不十分であることが原因で現場検査員が現地到着後に検査実施が不可能となった場合でも、検査手数料は領収します。再検査には別途料金が生じます。
○ 確認できない場合は検査手数料の割増が適用されます。また、維持修繕の内容については現場検査の際に現場検査員が内容を確認する場合があります。

付帯する特約
[] 「給排水管路担保特約」の付帯を希望します。(※オプション)
○ 給排水管路を保険対象部分として追加する特約です。なお、保険期間および保険金額は主契約と同一です。

登録センターコード 登録センター名 支店・営業所名
募集店コード 募集店名 支店・営業所名
受付センターコード 受付センター名 支店・営業所名

現場検査
リフォーム工の有無、工事の内容について☑してください。
現場検査の時期
引渡しまでのいずれかの時期
左記 a または b の工事完了時(施工部分が目視できる時期)(※)
すべりのリフォーム工の完了時(※)
○ 保険申込後に現場検査を実施する必要がある場合は、検査希望日を記入ください。住宅あんしん保証の他の保険の検査結果を利用する場合は、検査実施日をご記入のうえ、下記に☑をして検査をした受付番号をご記入ください。
検査希望日または実施日 西暦 20 年 月 日
M
※ 異なる時期に現場検査を実施させていただく場合があります。

申込担当者
所属
TEL
氏名
受理証等送付先メールアドレス(※1)
@
会社名
氏名
TEL(※2)
※1 詳細は、本帳票2枚目を確認ください。
※2 日中連絡がとれる電話番号を記入ください。

他の保険契約
○ 無 [] 有
保険法人名
保険証券番号
住宅あんしん保証の保険契約の場合は受付番号
支払限度額 万円
○ 他の保険契約とは、あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険(仲介事業者コース)と担保内容の全部または一部を同じくする瑕疵保険契約をいい、保険契約者が誰であるかを問いません。

申込住戸番号
号室
号室
号室

募集人氏名
募集人番号

受付センター記入欄 募集店記入欄 登録センター記入欄 備考
受領者氏名
受領日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

★ 保険申込みにあたり、提出書類の確認にご利用ください。(本紙の提出は不要です。)

西暦	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
和暦	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
西暦	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
和暦	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	

あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険 提出書類確認シート
【仲介事業者コース・共同住宅 住戸単位検査プラン専用】

申込書および添付書類		備考	
申 込 関 係 書 類	全ての住宅	<input type="checkbox"/> あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険契約兼建物状況調査申込書【共同住宅 住戸単位検査プラン専用】 <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 各階平面図またはこれに代わる図面等 <input type="checkbox"/> 新耐震基準等に適合していることが確認できる資料	本帳票1枚目 事前現場検査の結果を利用して保険申込する場合は添付不要です。 間取(併用住宅の場合は各室の用途)、壁の位置および開口部の位置がわかるもの 次頁「新耐震基準等に適合していることが確認できる資料一覧」のいずれかの資料が必要です
	過去に実施した検査を証する資料(いずれか1つ)	<input type="checkbox"/> 新耐震基準に適合していることを証する検査済証または検査済証交付証明書 <input type="checkbox"/> 建設住宅性能評価書 <input type="checkbox"/> 「新築時の瑕疵保険」の現場検査結果 <input type="checkbox"/> 住宅あんしん保証が本住棟全体に対して実施した「既存住宅売買瑕疵保険」もしくは「既存住宅個人間売買瑕疵保険」の現場検査結果または事前現場検査結果 <input type="checkbox"/> 住宅あんしん保証が発行した保険法人検査実施確認書	建築確認日が1999年(平成11年)5月以降の場合は検査手数料の割引を適用することができます 品確法第5条第1項に基づく評価方法基準第5の1の1-1(4)イおよびロに規定する基準(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止))に係る評価が等級1以上である場合に限りです。 保険引受に係る全ての検査が合格であるものとし、他保険法人が実施した同種の保険契約に係る現場検査に関する資料を含みます。なお、他保険法人が実施した現場検査の結果に関する資料につき住宅あんしんは書類審査を行います。この審査の結果、住宅あんしんが行う現場検査と同等の安全性が確認できないと判断した場合は、保険契約の引受をお断りする場合があります。
	リフォーム工事中または引渡しまでの間にリフォーム工事予定の住宅	リフォーム工事全て <input type="checkbox"/> リフォーム工事の内容がわかる資料 構造の工事を含む場合 <input type="checkbox"/> 構造図等 <input type="checkbox"/> 工事工程表 防水の工事を含む場合 <input type="checkbox"/> 防水措置の状況に関する資料 <input type="checkbox"/> 工事工程表	構造の工事とは、耐力壁、筋交い、柱・梁、小屋組の新設または撤去を伴う工事をいいます 防水の工事とは、防水層の新設または撤去を伴う屋根工事・外壁工事をいいます
	住宅により異なるもの	<input type="checkbox"/> 住宅あんしん保証の他の保険契約で実施した現場検査結果または事前現場検査結果に関する資料	過去の検査結果または事前現場検査の結果を活用して検査を省略する場合に必要です

受理証等送付先メールアドレス

※はじめて使用するメールアドレスの場合は、仮登録後に本登録承諾確認メールが届きます。本登録承諾確認メールが届いたらメール記載のURLにアクセスし、「承諾」をクリックしてください。(これにより本登録が完了します。)



※2つ以上のメールアドレスへの送信をご希望の場合は、「受理証等送付先メールアドレス記入シート」をご提出ください。

★ 保険申込みにあたり本紙の提出は不要です。

新耐震基準等に適合していることが確認できる資料一覧

□「保険対象住宅の建築確認日が1981年（昭和56年）6月1日以降の場合」

資料		建築確認日等 (※)	備考
建築確認等に関する資料	確認済証または建築確認通知書の写し	建築確認日	「建築確認記載事項証明」「確認台帳記載事項証明」等の資料(行政庁により呼称が異なります)または建築計画概要書で建築確認日の記載があるもの(窓口で交付されない資料であっても、行政庁によっては「情報公開制度」「情報開示請求」等の行政手続きで入手できる場合があります)
	検査済証の写し		
	特定行政庁が交付する建築確認等に係る記録を証明する書類の写し		
住宅金融公庫融資に関する資料(フラット35の融資を含む)	公庫融資[設計検査]に関する通知書の写し	設計検査の合格年月日	合格年月日が1981年(昭和56年)6月1日以降のものに限りま
	公庫融資[現場検査]に係る通知書(竣工時)の写し	現場検査(竣工時)の合格年月日	合格年月日が1983年(昭和58年)4月1日以降のものに限りま
	公庫による抵当権が設定されていたことが分かる登記事項証明書(登記簿謄本・抄本)の写し	抵当権設定登記の日	公庫による抵当権設定登記の日付が1983(昭和58年)年4月1日以降のものに限りま
登記の原因(新築)の日付が昭和58年4月1日以降である登記事項証明書(登記簿謄本・抄本)の写し		登記の原因(新築)の日	
登録住宅性能評価機関が発行する建設住宅性能評価書(新築)の写し		評価書交付年月日	
住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する新築住宅瑕疵保険の「保険証券」または「保険付保証書」の写し		保険契約締結日	

□「保険対象住宅の建築確認日が不明もしくは1981年(昭和56年)5月31日以前の場合」または「構造耐力上主要な部分の新設または撤去を含むリフォーム工事等が行われた場合」

資料		建築確認日等 (※)	備考
耐震基準適合証明書の写し	【注意】 建築士の記名・押印があるものに限りま	証明年月日	平成17年国住備第2号他通知「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度等に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第1項第2号等の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類および地方税法施行規則第7条の6の2第2項の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類等に係る建築士等の行う証明について」の「別紙2 耐震診断チェックシート」その他税の証明書である「住宅耐震改修証明書」等も含みます
構造計算書または構造確認書の写し		作成年月日	建築士が現行建築基準(建築基準法施行令第3章および第5章の4に定める構造耐力基準)に適合していることを、仕様規定への適合性のチェックや構造計算によりチェックしたことを確認できる書類に限りま
耐震診断の結果報告書の写し		新耐震基準等に適合することを確認した日	建築士が、国土交通大臣が定める基準(建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第3項第1号に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準(平成18年国交省告示第185号:(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」等))に該当する診断基準に従って診断したこと、診断結果およびその評価結果が確認できる書類に限りま
固定資産税減額証明書または住宅耐震改修証明書の写し		証明年月日	
登録住宅性能評価機関が発行する建設住宅性能評価書の写し		評価書交付年月日	品確法第5条第1項に基づく評価方法基準第5の1の1-1(4)イおよびロに規定する基準(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1以上であることを確認できる書類)に限りま
住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する既存住宅売買瑕疵保険の「保険証券」または「保険付保証書」の写し		保険契約締結日	保険の新規申込受理日が2013年(平成25年)1月以降のものに限りま

※ 提出する書類に応じた日付を申込書の「建築確認日等」の欄にご記入ください。

建物状況調査 契約内容のご案内

この「建物状況調査 契約内容のご案内」は、株式会社住宅あんしん保証（以下「弊社」といいます。）の建物状況調査業務の内容をご理解いただくために特に重要な事項を説明したものです。必ずご一読のうえ、内容をご確認いただき大切に保管くださいますようお願いいたします。

なお、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては建物状況調査業務委託約款等を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、取次店または弊社までお問い合わせください。

1 ご契約の概要

- 弊社は、依頼者からの依頼に基づき、業務委託契約約款の定めに従い、宅地建物取引業法第34条の2第1項第4号に規定する建物状況調査（以下「建物状況調査」といいます。）を実施します。
- 業務委託契約約款には、調査の内容や依頼者と弊社が負う責任など、建物状況調査委託契約の内容を規定しています。

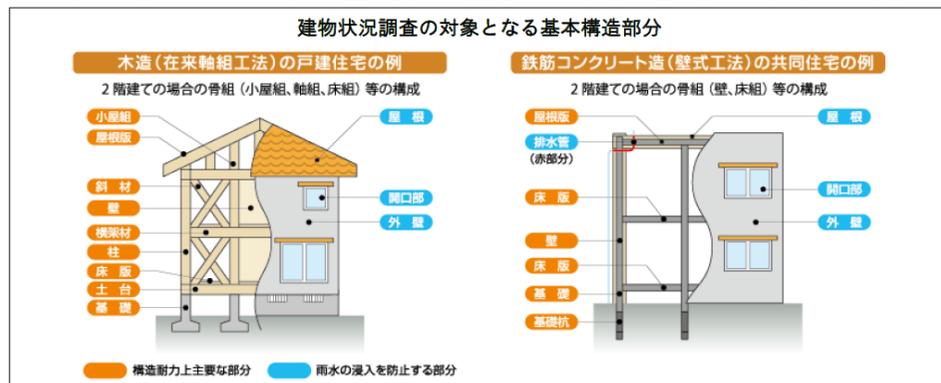
2 調査の内容

(1) 調査の方法

弊社は、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）およびあんしん既存住宅売買瑕疵保険またはあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）の検査基準に基づき、目視・計測を中心とした非破壊調査を行います。

(2) 調査対象部分

建物状況調査は、既存住宅の構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に対して実施します。



3 調査内容を変更または中止する場合

次のいずれかに該当する場合は、実情に適するように調査内容を変更することや、調査を中止することがあります。

- ①対象住宅の建て方（隣家等との距離等）、床下・小屋裏点検口が無いこと等により調査が困難または不可能な場合
 - ②容易に移動させられない家具等がある場合
 - ③洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻き、豪雨、積雪その他の天候不順、対象住宅の火災等または変乱、暴動、騒じょう、労働争議等により調査を実施することが困難な場合
- 調査実施日の時点で対象住宅の所有者、居住者または管理者が依頼者と異なる場合は、調査の実施前にその承諾を得てください。この承諾がない場合は、調査を実施しません。
- 調査を中止した場合で、再検査を希望するときは、再検査（有料）をお申込みください。

4 調査結果のご報告

- 弊社は、建物状況調査を実施した後、依頼者に対して遅滞なく調査結果をご報告します。なお、調査結果をあんしん既存住宅売買瑕疵保険またはあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）に「給排水管路担保特約条項」または「管路・設備担保特約条項」を付帯する場合は、これらの特約条項の対象となる部分に対する検査結果についてもあわせてご報告します。
- 弊社は、調査結果をあんしん既存住宅売買瑕疵保険またはあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）の保険期間満了まで（当該保険申込みの取下げまたは解除があったときは、調査を実施した日から2年間）保管するものとします。保管期間満了後のご照会等にはお答えできませんので、ご了承ください。
- 調査結果は、次の判定または保証をするものではありません。
 - ①対象住宅の瑕疵の有無の判定
 - ②対象住宅に瑕疵または劣化事象等がないことの判定または保証
 - ③建築基準関係法令等への適合性の判定
 - ④対象住宅が、既存住宅個人間売買瑕疵保険契約の対象となることの判定
 - ⑤調査結果報告書の記載内容について、調査完了時点からの時間経過による変化または経年劣化がないことの保証

5 調査料の支払方法

調査料は、原則として、あんしん既存住宅売買瑕疵保険またはあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース）の検査手数料とあわせてお支払いいただきます。

ご注意事項

再委託

弊社は、調査の全部または一部を弊社の指定する者に委託する場合があります。

弊社の損害賠償責任

調査結果または報告書の内容に誤りがあり、これにより依頼者に損害が生じた場合は、弊社は損害賠償責任を負うものとします。弊社が債務不履行または不法行為により依頼者に対して負う損害賠償責任は、10万円または調査料のいずれか高い金額を限度とします。

第三者への損害および第三者との紛争

調査に起因して第三者に損害を及ぼしたときまたは紛争を生じたときは、依頼者と弊社が協力して解決にあたるものとします。これらに要した費用は、弊社の責めに帰すべき事由による場合にかぎり、弊社の負担とします。

個人情報の取扱い

弊社は、皆様からお預かりした大事な個人情報を以下のとおり取扱います。

(1) 個人情報の利用目的

弊社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①本サービスの提供、契約の維持管理
- ②本サービス以外の保険・保証契約・金融制度等の商品・サービス（関連会社・提携会社が取扱う商品・サービスを含みます。）のご案内・ご提供や引受けの審査およびこれらの業務の履行、契約の維持管理

(2) 個人情報の提供

弊社は、次の場合を除いて、個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②法令に基づく場合
- ③個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先等の第三者に提供する場合

(3) 個人情報の委託

個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、取次店等に個人情報を委託します。その場合、個人情報保護の観点から信頼できる先に委託します。

(4) 個人情報の取扱い

詳細については、弊社ホームページ (<https://www.j-anshin.co.jp/>) の「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

(ご連絡先)



株式会社住宅あんしん保証

一級建築士事務所（東京都知事登録第61368号）

所在地：東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テプロビル6階

電話番号：03-6824-9440（受付時間：月～金 9：00～17：30）

V-600-1804-1

共用部分の現場検査に関するご案内

1. 現場検査の目的

瑕疵保険に加入するにあたり必要となる現場検査で、検査基準への適合性（構造上の著しい劣化、雨漏り等がないこと）について、現場検査員が目視・計測検査および非破壊検査を行い確認いたします。

2. 現場検査の概要

(1) 目視・計測検査

① 構造部分・防水部分の例 ※参考写真①、②参照

- ・ 住棟の基礎および外壁にひび割れ、欠損、劣化、鉄筋の露出等の有無を確認します。
- ・ 住棟の外壁シーリング材に破断・欠損がないこと等を確認します。
- ・ 保険対象住戸内の内壁および天井に雨漏れ跡等がないことを確認します。

※ マンションの維持修繕の状況によっては、屋上防水の目視検査を追加で実施いたします。

② 給排水管路の例（検査の申込内容によっては実施しない場合があります。）

- ・ 保険対象住戸内および当該住宅のメーターボックス等から給排水管路の状況を確認します。

(2) 非破壊検査（築浅等のマンションでは実施しない場合があります。） ※参考写真③参照

住棟の「最下階」および「最下階から数えて2の階」の外壁について、専用の器具で非破壊検査を行い、コンクリートの圧縮強度を確認します。ただし、当該箇所で行うことが困難な場合は、住棟内の構造耐力上主要な部分のうちいずれか1箇所で行います。

参考写真①



参考写真②



参考写真③



3. その他

(1) 所要時間

現場検査の所要時間の目安は次のとおりで、標準で1時間～1.5時間程度（保険対象住戸が1戸の場合）を予定しています。

- | | |
|-----------------------|----------|
| ① 共用部分および専有部分の目視・計測検査 | 45～60分程度 |
| ② 非破壊検査 | 20～30分程度 |

※ 屋上防水の追加検査を実施する場合は、上記所要時間に30～40分加算となります。

(2) 現場検査員

住宅あんしん保証が委託した一級建築士（弊社発行の検査員証を携帯しています。）が現場検査を実施します。

(3) その他

- ・ 検査実施の際に記録写真を撮影します（人物・固有名称のわかるもの等が映り込まないように配慮します。）
- ・ 非破壊検査の測定時に、測定実施近傍では打撃音（ハンマーで叩くような音）が複数回聞こえます。

実施する検査の詳細等、この内容についてのお問い合わせは、住宅あんしん保証 技術管理部（TEL 03-3562-8127）までご連絡ください。